

昭和村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
昭和村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

昭和村教育委員会では、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」による提言や「群馬県教育ビジョン」の趣旨等を踏まえ、会議の精選や研修等の見直し、勤務時間の記録など、多忙化解消に係る具体的な取組を通して、教職員が児童生徒に向き合える環境づくりを進めてきました。今後も、教職員が多忙化解消の進展を実感し、「やりがい」をもって勤務に取り組むことは、子供たちにより良い教育環境を提供したり、「昭和村教育行政方針の『自分を信じ、学び続ける自律した学習者の育成』」を実現に近づけたりするために、必要不可欠なことであると再確認しています。

そこで、昭和村教育委員会では、「昭和村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を改めて策定し、地域や関係者の理解を得ながら、計画にそった改善・評価を継続していくことで、教職員が心身の健康を維持しながら児童生徒に向き合う時間を確保・充実させ、持続的に児童生徒に豊かな学びを届けられるようにしていこうと考え本計画を策定するものです。

(2) 昭和村の現状

本村では、令和2年4月に、「昭和村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教職員の在校時間の管理及びその時間の削減に取り組んできました。

また、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」による「提言 R5・6：業務削減、業務効率化、提言 R6：廃止・縮小・ICT化が期待される業務、提言 R7：働きやすい職場づくりや教職の魅力向上・発信」等を受け、できるところから教育職員の能力が最大限に発揮できる環境整備について指示・支援を重ねてきています。以下はR6年度の時間外在校等時間の状況です。

R6年度『時間外在校等時間』（教育職員：校長、教頭、教育職員（含：養護教育職員）

	1年通算 月平均	月45時間 を上回った 月の割合	月80時間を ~月の割合	月45時間以上の 月が6回以上の者 の割合	年間360 時間超え%
校長4名	月24.5 時間	10%	0%	0%	25%
教頭4名	月44.8 時間	50%	0%	50%	100%
3小学校 教育職員全	月23.1 時間	15%	0%	14%	71%
1中学校 教育職員全	月43.8 時間	48%	3%	60%	93%

ここ数年の取組で改善されてきていますが、依然大きな課題が残っています。

ア 教頭在校時間が長いこと

イ 中学校教育職員の半数が、月 45 時間を慢性的に 5 時間程超えていること

ウ 小中学校ともに個人差が大きいこと

小学校：月平均 23.1 時間に対し、月 45 時間超えが 15%

中学校：月平均 43.8 時間と 45 時間を切ってはいるが、45 時間超えは 48%と約半数となっている（格差あり）。

- ア**については、4～5月の多忙期はやむを得ないが、教育職員の退校を待たずに帰宅する習慣づけを支持・支援していきたい。
- イ**については、部活動公式戦期間（5・6・7、10・11月）に急激に時間外在校等時間がほぼ全員多くなっており、大きな改善は難しい状況です。それ以外の月においては、主・副顧問で、放課後を見守る側と定時近くに退勤する側とに交替しながら行えるように支持・支援していきます。また、R8より『地域クラブ』への展開が開始されます。『地域クラブ』の受け入れ体制は競技部等により差がある開始となりますが、土曜日部活動は、月に1・2回分が軽減されていく予定です。
- ウ**については、校長の適切な支援や校内での共通理解を図って、職員全体での時間外在校等時間を減らす取組の実践を支援することで、効率よく業務にあたり健康で持続した勤務となるようにしていきます。

令和7年度ストレスチェックの状況（2025.11.17～2025.11.30）

* ストレス反応スコア一覧

「活気 56.1→イライラ感 53.8→疲労感 52.8→不安感 50.0→抑うつ感 51.3→身体愁訴 55.1」。全ての項目で「全国平均スコア基準 50」を上回っており、著しい高ストレス者は見受けられません。最も低い数値が不安感であり、後述のストレス要因とともに配慮していきます。

* ストレス要因

「(量)の負担感 47.3→(質)の負担感 47.5→身体的負担感 46.0→対人 52.1→職場環境 56.0→仕事の裁量度 58.1→技能活用度 54.4→仕事の適性度 55.0→働きがい 57.8」。後半の要因に大きな問題を見せていませんが、前半3つの要因には大きな課題があります。

- (量)の負担感**⇒ 個人の「業務の可視化」を行い、作業量見直しや業務の分散、優先順位を決めた業務遂行や業務裁量増の支援や助言を行っていきます。
- (質)の負担感**⇒ キャリアが浅くても教育職員としての力量が求められるのが学校とい

う背景があると考えます。

・そこで、「仕事の質」に関する課題は、個人のスキルの質のみに言及することなく、校務分掌や支援体制に起因しないか、組織全体の改善方向を助言します（特定の職員に高度な判断や責任を伴う業務が集中していないか点検等）。

・孤立して悩まないように、学年主任やベテラン層によるバックアップ体制(OJT 等)を整備し、職場内の「同僚性」を高められるように助言します。

・「働き方改善の趣旨」から、学校全体の業務量軽減について支援します。

- 身体的負担感**⇒ 職場内の「同僚性」を高めることにより、身体的負担感を個に留めておらずに、全体で理解し合う職場づくりを支援します。そのうえで、身体的負担の原因を理解し合い、可能な限り身体的な不調改善の体制をとるよう助言します。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・教頭 月 45 時間以上の月を 3 回以内とし、年間の 360 時間越えない。
- ・小学校教育職員 多忙期の分掌業務を協働で行うなどを工夫し、月 45 時間越えの月を 0%にし、その結果として、年間の 360 時間も越えない。
- ・中学校教育職員 月 45 時間以上の月を 4 回（3 分の 1）以内とし、年間の 450 時間越えない職員を 90%以内をとする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数について、全教育職員が 10 日以上取得し、かつ平均取得日数も 15 日程度を推奨していきます。

【R 6 有給休暇取得状況 平均 13～16 日。最小取得日数 6 日、最大 21 日】

- ・ストレスチェックに基づくワークライフバランスの改善により、より生きがいを感じられる職場づくりを行います。初期の課題克服は、全国平均を下回っている①②③の項目の改善を中核とします。目標値は「働きがいがある」56.7%を根拠としている。

① (量)の負担感のなさ 【R 7 : 47.3】 → 目標 【55.0】

② (質)の負担感のなさ 【R 7 : 47.5】 → 目標 【55.0】

③ 身体的負担感のなさ 【R 7 : 46.0】 → 目標 【55.0】

「業務の可視化」、「作業量見直しと業務の分散」、「相談や相談機能の拡充」、「職場の「同僚性」アップ、協働作業の拡充」等により改善を図ります。また、そうした改善により、教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築できたり、専門性を発揮できたり、働きがいを実感できたりできる共創を行っていきます。

3. 計画の期間

○令和8年度～令和11年度（取組内容を整理しその状況により各年度の更新もあり）

（国目標：R11までに1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としている）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・登下校時の通学路における日常的な見守りは、教職員の業務としません。学区の実情等を踏まえつつ、教育委員会、青小推、民生児童委員、ボランティア等の連携・協力により、通学路の見守り活動を推進していきます。
- ・月1回程度の朝のあいさつ運動については、管理職判断・対応を基本とします。

◇学校徴収金の管理（「3分類」③関係）

- ・金融機関による口座振替等を推進し、教職員が現金を扱う機会を減らしていきます。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員（コーディネーター）」の配置をすすめ、ボランティアの募集や企画・調整を行いやすくします。また、地域学校協働活動推進員が、校務支援システム（GG）の機能やICTツールを活用して関係者に連絡がとれるようにしていきます。

◇「放課後～夜間の校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応」（「3分類」②関係）

- ・教職員の見回りは、学校の諸活動終了時点での見回りのみとし、その後は委託している警備会社に委ねることとします（異常時や災害時の対応を除く）。
- ・放課後～夜間の児童生徒が補導された時の対応は、学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・過剰な苦情や不当な要求等があった場合は、教育委員会に連絡を入れ、教育委員会主導のもと対応策を検討する（スクールロイヤーなどの専門スタッフ、警察や児童相談所などの行政機関の活用を含みます）。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システム（GG）の新規投入及びその機能を活用することによって、在校時間の自動的入力、Googleの有償AIが活用できるなど、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減できるほか、チャット機能による日常的共有機能を活性化させます。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校のウェブサイト作成・管理については、教職員がDX等の助言を得ながら効率のよい運営ができるように支援します。

◇ICT機器・ネットワーク設備の保守管理（「3分類」⑧関係）

- ・委託業者を中心に整備・保守を行い、教職員の負担軽減と安定的な運用を推進します。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・R8年度より、民間プールを活用し、指導員指導を委託予定：学校プール開放なし。
- ・体育館の地域開放施設の管理業務の簡素化について工夫します。

◇校舎の施錠・解錠（「3分類」⑩関係）

- ・**解錠**：スクールバスの到着時刻を鑑み、早朝、必要以上に早い時間帯に解錠しない。解錠は勤務時間規定より公使が務めることが多い。公使の遅刻・年休・休暇等の場合には特定の解錠者を設けることはしません（解錠目安時刻→7：40）。
- ・**施錠**：諸活動終了後の見回り終了後、日直の教職員が施錠します。その時点で学校に残り勤務する教職員は日直の教職員から施錠を引き継ぐこととし、日直以外に教頭や特定の施錠者を設けません。また、児童生徒に「施錠すること」の理解を促すとともに、施錠後、校舎等に戻ることのないような習慣づけ支援を行います。

◇児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・各学校の実情を踏まえながら、地域学校協働活動等との連携・協働や、地域住民との連携により見守り活動を推進していきます。

◇清掃活動（「3分類」⑬関係）

学校と連携し、定番の清掃活動は週3日以内を目安に設定し、業務の軽減化を図ります。

◇学校部活動（「3分類」⑬関係）

- ・休日の学校部活動

R8年度より、地域クラブの受け入れ実情に応じて、主に土曜日の部活動の地域展開を開始します（参加は生徒の自己選択）。地域クラブの受け入れ実情が競技により異なるため、月一回の土曜日は「学校部活動なし」としてスタートし、R10年には全土曜日の地域展開となるように配慮・工夫します。

- ・平日の学校部活動

平日の学校部活動については、R11年度より平日の学校部活動の一部でも地域展開が図られるように、方法・内容等について協議及び準備を行ってまいります。

八 **教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

◇給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・食に関する指導については、学校栄養職員と連携しながらすすめていきます。

◇授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・県教育委員会の教員業務支援員配置増を働きかけるが、急を要する場合は、村費教員業務支援員配置も検討します（採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減）。
- ・校務支援システム（GG）やICTの活用、全校設置高速カラープリンタ等の活用を図ります（授業準備等に係る事務負担の軽減）。

◇学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・デジタル技術の活用により評価業務の効率化と正確性を確保できるようにしていきます。

◇学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・旅行行事等の業者との調整は、職員の協働により、効率化を図っていきます。

◇進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

- ・入試関連業務：ICTの導入や組織的な確認により該当学年への負担軽減を図ります。

◇村内行事・会議等への教育職員参加の適正化（「3分類」その他）

- ・村内行事や会議の適切な縮小や、教職員の参加行事等の縮減を検討・改善します。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門スタッフ、警察や児童相談所などの行政機関を活用します。
- ・不登校児童・生徒への対応においては、昭和村教育支援センター（子ども未来塾 昭和村コミュニティセンター内）の活用や「つなぐんオンラインサポート（つなサポ）」との連携を図るとともに、オンラインによる学習支援・相談支援を活用します。
- ・教育委員会主催の、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を二層に応じて開催し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築していきます。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小

4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図ります。

- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・デジタル技術の活用により、「校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検項目の達成状況の向上を目指します。

<input type="checkbox"/> 欠席・遅刻等の連絡 (現行：一部25%、半分50%、全て25%)	→ 全て100%
<input type="checkbox"/> 学校からの便り等 (現行：一部75%、半分25%、全て0%)	→ 半分75%、全て25%
同時に、必要な便り等の精選を行う。	
<input type="checkbox"/> 保護者への調査・アンケート (現行：一部50%、全て50%)	→ 全て100%

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、管理職が面談を行い、業務改善希望等を聞きながら、組織に起因する課題は、全校で共通理解を図り、在校時間短縮に向けた体制を整えます。
- ・年次有給休暇の取得については、管理職と教育員会で取得状況を共有し、まとまった連続日数取得を含め、計画的に取得するよう支援・指導をしていきます。また、夏季休業日期間は4日間、冬季休業日期間は2日間の取得を促進します。
- ・月に1回、定時退校日を設定するよう指示し推進します。中学校では主顧問・副顧問と連携し、設定日の前後の週で交替しながら定時退校できるように工夫します。
- ・夏季休業日における「行事をもたない期間」や年末・年始の学校閉庁日には、原則、業務を行いません。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会や必要に応じて総合教育会議において報告するものとします(教育委員会は、月毎の各学校の在校等時間の状況報告を確認し、その状況などによって本計画の視点にそった支援・指導・助言を行います)。
- ・このほか、村費任用職員(特別支援教育支援員、補助教員兼支援員、支援員等)の配置を学校の実態にそった増員も検討していきます。また、医療・福祉等の専門性を有する人材の確保や連携についても、関係機関と連携を図っていきます。

- ・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施していきます。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度途中においても速やかに個別の支援・指導を実施していきます。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化していきます。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施してもらいます。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。